

第8回 天竜川流域委員会

議 事 次 第

日時：平成21年7月31日(金)13時～15時

場所：名古屋国際センター ホール（別棟）

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

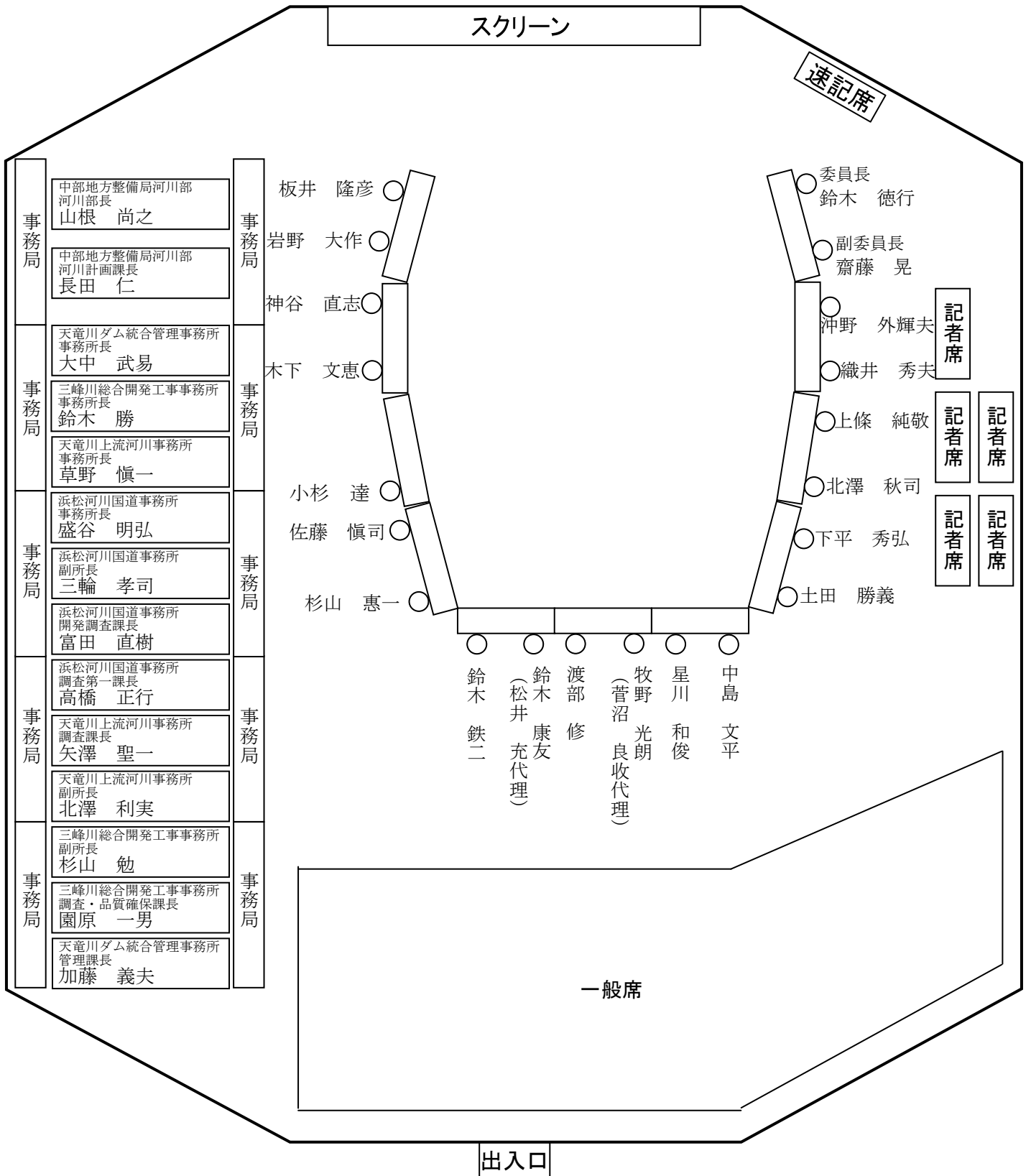
(1)第7回天竜川流域委員会議事要旨の確認

(2) 天竜川水系河川整備計画の報告

(3)整備計画策定後のフォローアップについて

4. 閉 会

第8回 天竜川流域委員会 配席図



第8回天竜川流域委員会 出席者一覧表

出席委員

役 職	氏 名	所 属 等	専 門 等
委員長	すずき のりゆき 鈴木 德行	名城大学 名誉教授	河 川
副委員長	さいとう あきら 齋藤 晃	東海大学 名誉教授	河 川 ・ 海 岸
委 員	いたい たかひこ 板井 隆彦	静岡県立大学 講師	魚 類
	いわの だいさく 岩野 大作	天竜川漁業協同組合 理事	漁 業
	おきの ときお 沖野 外輝夫	信州大学 名誉教授	水 質
	おりい ひでお 織井 秀夫	三峰川みらい会議 代表	地域・まちづくり
	かみじょう よしゆき 上條 純敬	天竜川漁業協同組合 代表理事 組合長	漁 業
	かみや ただし 神谷 直志	(元)静岡県余暇プランナー	地域・まちづくり
	ました ふみえ 木下 文恵	特定非営利活動法人 浜松NPOネットワークセンター	地域・まちづくり
	きたざわ しゆえい 北澤 秋司	信州大学 名誉教授	砂 防 ・ 治 山
	こすぎ きとし 小杉 達	竜洋町史編纂委員	地域文化・民俗
	さとう しんじ 佐藤 慎司	東京大学大学院 工学系研究科 教授	海 岸
	しもだいら ひでひろ 下平 秀弘	弁護士	地域・まちづくり
	すぎやま けいち 杉山 恵一	富士常葉大学 保育学部 特認教授	植 物
	すずき てつじ 鈴木 鉄二	熊野振興会 代表	地域・まちづくり
	まつい みつる 松井 充	浜松市長 鈴木 康友 代理	地 域 施 策
	つちだ かつよし 土田 勝義	信州大学 名誉教授	植 物
	なかじま ぶんべい 中島 文平	砥川を愛する会 会長	地域・まちづくり
ほしかわ かずとし 星川 和俊	信州大学 農学部 教授	農 業 用 水	
すがぬま よしかず 菅沼 良收	飯田市長 牧野 光朗 代理	地 域 施 策	
わたなべ おさむ 渡部 修	磐田市長	地 域 施 策	

欠席委員

役 職	氏 名	所 属 等	専 門 等
	いわほり けいすけ 岩堀 恵祐	静岡県立大学 環境科学研究所 教授	水 質
	きみや けんじ 木宮 健二	学校法人 常葉学園 理事長	農 業 用 水
	さきもと しょうじ 笹本 正治	信州大学 人文学部 教授	水 文 化 ・ 歴 史
	すずき つねお 鈴木 常夫	磐田用水東部土地改良区 理事長	農 業 用 水
	すずき ひでき 鈴木 英樹	天竜川砂利事業協同組合 顧問	地 域 経 済
	つじもと てつろう 辻本 哲郎	名古屋大学大学院 工学研究科 教授	河 川
	つつみ ひさし 堤 久	天竜川総合学習館 教育担当指導員	植 物
	ひらおか なおき 平岡 直樹	南九州大学 環境造園学部 教授	景 観
	まつむら まさあき 松村 匡巖	全日本錦鯉振興会 副理事長	魚 類
	もりもと なおたけ 森本 尚武	信州大学 名誉教授	昆 虫 類
	やまだ かつみ 山田 勝文	諏訪市長	地 域 施 策

(50音順 敬称略)

天竜川流域委員会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、天竜川流域委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要事項を定めるものである。

(目的及び設置)

第2条 委員会は、天竜川水系河川整備計画（案）の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験を有する者が河川に関する意見を述べることを目的として、国土交通省中部地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。

(組織等)

第3条 委員会の委員は局長が委嘱し、別紙のとおりとする。

2. 委員の任期はそれぞれ2年とし、再任を妨げないものとする。
3. 委員の代理出席は、原則として認めない。ただし、行政機関に所属する者については、この限りではない。
4. 委員会は、必要に応じて臨時に委員以外の学識経験を有する者を招聘することができる。

(委員会)

第4条 委員会には、委員長、副委員長を置くこととし、委員長、副委員長は別紙のとおりとする。

2. 委員長は委員会の議事を進行する。
3. 委員長に事故があるときは、副委員長が代行する。
4. 会議の招集・開催は局長が行う。
5. 委員は、書面で意見を述べるができる。

(情報公開)

第5条 委員会の会議、会議資料、議事内容については、特定の個人及び団体の利害に関わるものを除き、原則として公開とする。

2. 会議資料及び議事内容の公開方法については、委員会でこれを定める。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所及び浜松河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、全委員総数の過半数の同意を得て、これを行うものとする。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会においてこれを定める。

付 則

(施行期日)

この規約は、平成20年5月29日から施行する。

別紙

天竜川流域委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等	専 門 等
委員長	すずき のりゆき 鈴木 徳行	名城大学 名誉教授	河 川
副委員長	さいとう あきら 齋藤 晃	東海大学 名誉教授	河 川 ・ 海 岸
委 員	いたい たかひこ 板井 隆彦	静岡県立大学 講師	魚 類
	いわの だいさく 岩野 大作	天竜川漁業協同組合 理事	漁 業
	いわほり けいすけ 岩堀 恵祐	静岡県立大学 環境科学研究所 教授	水 質
	おきの ときお 沖野 外輝夫	信州大学 名誉教授	水 質
	おりい ひでお 織井 秀夫	三峰川みらい会議 代表	地域・まちづくり
	かみじょう よしゆき 上條 純敬	天竜川漁業協同組合 代表理事 組合長	漁 業
	かみや ただし 神谷 直志	(元)静岡県余暇プランナー	地域・まちづくり
	きした ふみえ 木下 文恵	特定非営利活動法人 浜松NPOネットワークセンター	地域・まちづくり
	きたざわ しゆじ 北澤 秋司	信州大学 名誉教授	砂 防 ・ 治 山
	きみや けんじ 木宮 健二	学校法人 常葉学園 理事長	農 業 用 水
	こすぎ さとし 小杉 達	竜洋町史編纂委員	地域文化・民俗
	ささもと しょうじ 笹本 正治	信州大学 人文学部 教授	水 文 化 ・ 歴 史
	さとう しんじ 佐藤 慎司	東京大学大学院 工学系研究科 教授	海 岸
	しもだいら ひでひろ 下平 秀弘	弁護士	地域・まちづくり
	すぎやま けいいち 杉山 恵一	富士常葉大学 保育学部 特認教授	植 物
	すずき つねお 鈴木 常夫	磐田用水東部土地改良区 理事長	農 業 用 水
	すずき てつじ 鈴木 鉄二	熊野振興会 代表	地域・まちづくり
	すずき ひでき 鈴木 英樹	天竜川砂利事業協同組合 顧問	地 域 経 済
	すずき やすとも 鈴木 康友	浜松市長	地 域 施 策
	つじもと てつろう 辻本 哲郎	名古屋大学大学院 工学研究科 教授	河 川
	つちだ かつし 土田 勝義	信州大学 名誉教授	植 物
	つづみ ひさし 堤 久	天竜川総合学習館 教育担当指導員	植 物
	なかじま ぶんべい 中島 文平	砥川を愛する会 会長	地域・まちづくり
	ひらおか なおき 平岡 直樹	南九州大学 環境造園学部 教授	景 観
	ほしかわ かずとし 星川 和俊	信州大学 農学部 教授	農 業 用 水
	まきの みつお 牧野 光朗	飯田市長	地 域 施 策
まつむら まさあき 松村 匡晟	全日本錦鯉振興会 副理事長	魚 類	
もりもと なおたけ 森本 尚武	信州大学 名誉教授	昆 虫 類	
やまだ かつみ 山田 勝文	諏訪市長	地 域 施 策	
わたなべ おさむ 渡部 修	磐田市長	地 域 施 策	

(50音順 敬称略)

天竜川流域委員会の運営について

(趣 旨)

天竜川流域委員会（以下「流域委員会」という。）の議事を円滑に進めるために傍聴にあたってのお願いなどを定めたものです。

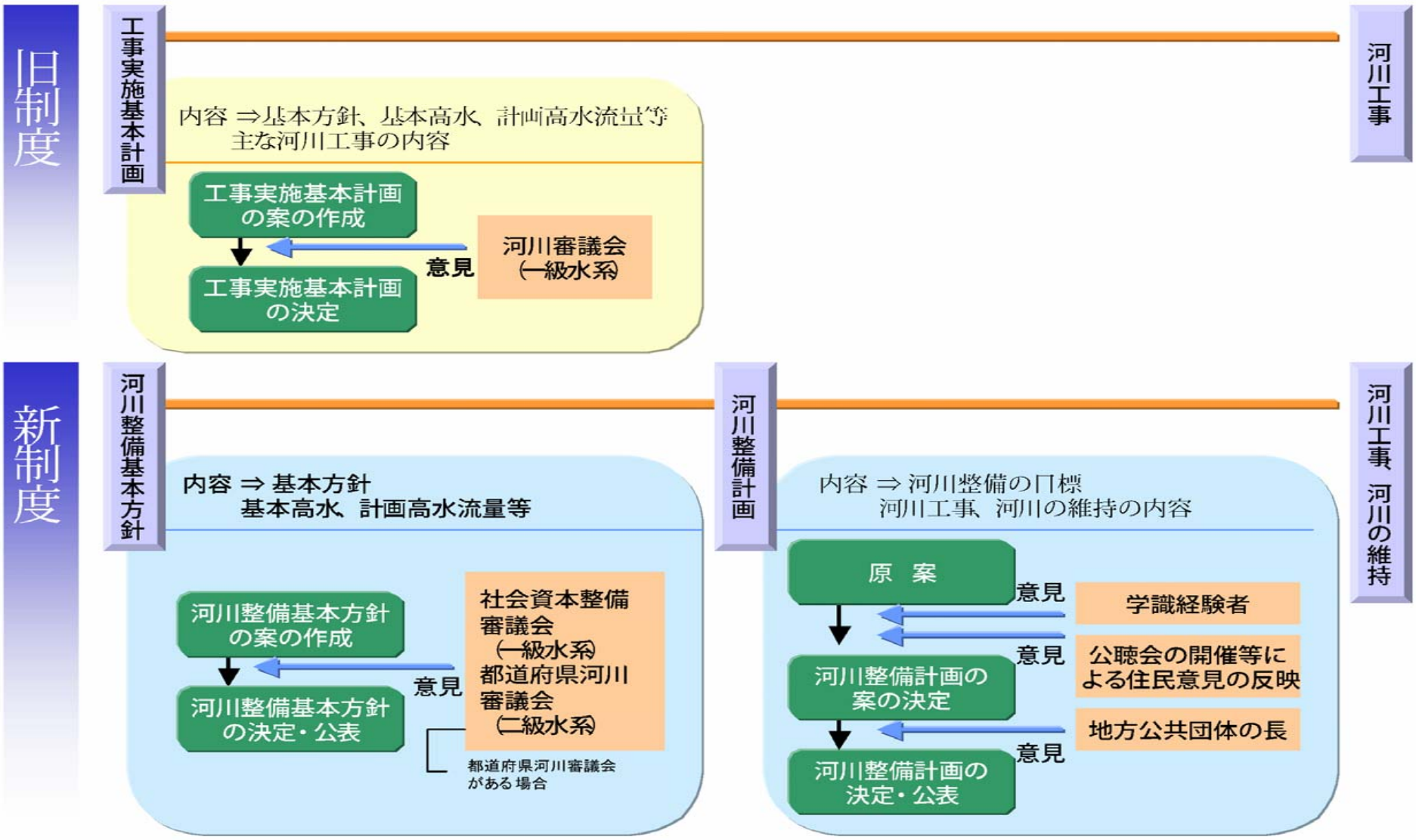
(傍 聴)

1. 流域委員会を傍聴される方は、会議場に入室する前に受付において「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記入していただきます。
2. 会場内に傍聴者席を準備致しますが、会場の都合により満席の場合は入室をお断りすることがあります。
3. 傍聴者は会場内において、次の事項を守っていただきます。守っていただけない場合は、退室していただく場合があります。
 - ①委員への意見、言論への批判、賛否の表明、拍手などは遠慮願います。
 - ②私語、談論や機器操作等の雑音等が生じる行動は遠慮願います。
 - ③会議中の立ち歩きや、会場への出入りは極力遠慮願います。
 - ④携帯電話の使用は遠慮願います。
 - ⑤フラッシュライトや撮影照明等を使用した撮影は遠慮願います。ただし、冒頭の委員長挨拶までそれらを使用した撮影は可能とします。
 - ⑥会議内容の筆記、録音等は可能とします。
 - ⑦その他、議事の妨げとなるようなことは遠慮願います。
4. 流域委員会は原則公開で行いますが、非公開の決議がなされた時、または委員長が傍聴されている方に退出を命じた時は、傍聴できませんので、速やかに退出していただくこととなります。
5. その他、傍聴される方は事務局の案内に従っていただきます。

(情報公開)

流域委員会の資料及び議事録については、国土交通省中部地方整備局ホームページなどで公表としますが、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等について非公表とする場合があります。

- 地域の意見を反映した河川整備の計画制度を導入
- 長期目標と、20～30年間の整備計画の2本立てに変更



河川整備基本方針及び河川整備計画の概要

	河川整備基本方針	河川整備計画
内 容	河川の整備についての基本となるべき方針	河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について当該河川の整備に関する計画
記載事項	○河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	○河川整備計画の目標
	○河川の整備の基本となるべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分 ・ 計画高水流量 ・ 計画高水位及び計画横断形に係る川幅 ・ 流水の正常な機能を維持するため必要な流量 	○河川の整備の実施に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 ・ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
計画策定の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資本整備審議会の意見を聴く 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学識経験を有する者の意見を聴く ・ 関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じる ・ 関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴く

第7回天竜川流域委員会 議事要旨（案）

日時：平成20年7月25日（金） 13:00～15:40

場所：名古屋国際センター ホール（別棟）

1. 開会

開会挨拶（中部地方整備局河川部長）

2. 挨拶

委員長挨拶

3. 議事

（1）第6回天竜川流域委員会議事要旨の確認

「第6回天竜川委員会議事要旨（案）」について確認されました。

（2）天竜川水系河川整備計画原案について

主に次のような意見をいただきました。

- ・今後事業を進めていくにあたって流域の市民や住民からいろいろ要望等があると思うが、その際には行政として明確な説明や回答をして欲しい。
- ・費用対効果は、温暖化等の長期的な影響とその対策を含め、継続して検証して欲しい。
- ・樹木の伐開については、現在の天竜川の景観、環境を考慮し、残すべきものと切るべきものをよく検討して実施して欲しい。
- ・地震に対する被害が最も心配なため、P1-7表-1.1.3の主な地震の被害状況の地名について、現在の地名も表記することで参考にすることができると思う。
- ・東北の地震では土砂ダムができて問題となったため、大地震のときに地形、地質からそのような可能性のある場所を整理しておくとうい。
- ・地球温暖化の影響等もあり、非常に降水量が増えている。想定以上の大水への対応として山林行政との連携方策を今後検討して欲しい。
- ・佐久間ダムに利水容量はないが、その運用で下流利水者と密接な関係がある。土砂が流下することによる下流取水施設への堆積が懸念されるため、事業計画にあたっては下流利水者と情報交換や意見交換を進めてほしい。
- ・昔は河口から上流部まで水面移動ができて地域の交流があった。天竜川を地域活性化に繋げるためにも、二俣、池田、中野町などで船着場を整備して欲しい。
- ・遠州灘の海浜の侵食が最大の課題である。以前は豊富であった砂浜が今では防風林の際まで侵食している。去年は台風が直撃した訳でもないのに防風林がえぐられ、浸水した。したがって、ダムの堆砂問題の解決を前進させることが、この計画の一番の目的だと思

う。

- ・ 今後は、モニタリングを行いながら、必要に応じて計画を見直して欲しい。
- ・ 河川、港湾、海岸それぞれの対策のより一層の連携が、それぞれの事項の課題解決に向けて重要になっていると思う。
- ・ これからも地域住民と行政との意見交換の場を設けて欲しい。
- ・ 今後は、事業実施に向け、5年・10年という期間での目標をはっきりさせることが必要である。また、整備にあたっては、弾力的に取り組んで欲しい。
- ・ 鷺流峡上流の土砂堆積が激しいので、この対策を優先的に実施して欲しい。
- ・ 戸草ダムの延期の話は川路龍江の住民を含め地元の人にとっては大切な問題なので、地域住民との情報共有を進めて欲しい。
- ・ 名勝「天竜峡」の「竜」は「龍」の字にして欲しい。
- ・ 河川環境はどんどん変遷するので、具体の整備は柔軟かつ順応的に管理して欲しい。
- ・ 治水・利水・環境・土砂管理のトレードオフを踏まえ、事業の優先順位をどのようにしていくのかを考えていく仕組みが欲しい。
- ・ 河川整備計画原案では、機能に比べ景観が軽く扱われているように思うので、日常生活上の風景が住民のアイデンティティになっていることを意識するなどして事業を実施して欲しい。
- ・ 総合的な治水の問題として、山の造成に係る記述が足りないように感じる。このような場にも山林の関係者が入って情報共有することにより連携が図れると思う。
- ・ 諏訪湖の堆砂について触れられていない。水質にも関係してくるので、行政と住民が知恵を出して実行する不特定の汚染源対策が重要である。
- ・ 景観は人と川を直接的に結びつけるものである。強弱はともかく、河川整備計画原案の中で景観の重要性が一応は確認されていると思う。
- ・ 地球温暖化防止については触れられていないが、今後はそうした面での目標や費用対効果等についても視点も必要ではないか。
- ・ 最近の水害の事例では観測史上最大の降雨ということをよく耳にし、今後30年間の計画で対応できない予想外のことが起こると考えられるため、河川管理者の立場から、整備計画の目標が達成されても決して安全ではなく、危機管理対策も重要であることを説明して欲しい。
- ・ 河川環境の面で、河川内における人工的な氾濫も検討して欲しい。
- ・ 国が行う河川の整備は、国民の生命及び財産をいかに守るかを基軸に取り組んで欲しい。
- ・ 地球温暖化などこれまで経験のない気候変動も見据え、100年後や500年後の天竜川をどのようにしたいのか、今後はそうした長期的な計画も作ってはどうかと思う。
- ・ 天竜川は雨との闘いのため、治水が一番重要である。今後、地球温暖化の影響で降水量が増えると予想されるため、これで安全だとは思わず、必要に応じて河川整備計画を見直したり、戸草ダムを位置付けたりする必要がある。
- ・ 川の生態が今後も守られるよう河川整備に取り組んで欲しい。ザザムシが採れる川作り

を望む。

- ・戸草ダムを造る計画ができて以降、地域はまったく反対のない体制を築いてきた。その地域の気持ちを踏まえ美和ダム上流域の安全を実現する対策を立てて欲しい。
- ・河川愛護団体等との連携では、そうした団体を育成する施策も実行して欲しい。
- ・河川整備計画策定後は、流域に住む一市民のモニターとして、天竜川に係わっていきたい。その中で、問題を発見すれば報告・相談したいと思っているので、行政側でも受け皿を設けて欲しい。

(3) 今後の進め方について

今後の進め方について確認されました。

4. 閉会

以上

天竜川水系河川整備計画策定の経緯

